入　札　公　告

伊豆市制限付き一般競争入札の公告を下記のとおり行う。この入札は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年10月15日

伊豆市長　菊 地　豊

記

入札番号	第 8-12-（制一）103 号	
工事名	令和8年度 水道事業 水道施設滅菌設備更新工事	
工事場所	伊豆市下白岩地内他	
履行期限	令和9年2月26日	
工事概要	滅菌設備更新　N=6箇所 ・次亜注入ポンプ更新　N=7台 ・次亜貯槽更新　N=6基 ・次亜注入配管ユニット更新　N=6台 ・滅菌機制御盤更新　N=6面	
入札参加資格要件	1.建設業の許可	・建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、機械器具設置工事業の特定又は一般建設業の許可を受けている者であること
	2.所在地	・静岡県内に、法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所又は入札及び契約等の権限の委任を受けた支店（営業所）を有する者であること
	3.同種工事の実績	・平成28年度以降に、国又は地方公共団体が発注した水道施設の滅菌設備工事を元請として施工した実績を有すること
	4.配置予定技術者	・次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者（下請金額5,000万円以上は監理技術者）を当該工事に配置できること ① 主任技術者の資格を有すること ② 監理技術者の場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者であること ③ 入札参加資格確認申請の時点において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること ④ 請負金額4,500万円以上の場合は、専任で配置できること（建設業法施行令第27条第2項の適用あり）
	5.その他	・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと ・公告日において、伊豆市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること ・公告の日から本工事の入札までの間、伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和元年伊豆市告示第66号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと
入札（開札）執行日	日時	令和8年11月13日（金）　午前10時00分～
	場所	伊豆市役所 本庁2階 小会議室

縦覧及び入札参加手続について

<table>
<tr><td>設計書等縦覧期間</td><td colspan="2">令和8年10月15日（木）から　令和8年11月12日（木）まで</td></tr>
<tr><td>設計書等縦覧場所</td><td colspan="2">静岡県入札情報サービス（PPI）
※伊豆市に利用者登録しているICカードの認証が必要です。
（工事担当課）　詳細については、伊豆市役所中伊豆支所庁舎内　上下水道課までお越しください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札参加手続</td><td colspan="2">次の書類を電子入札システムにより送信し申請してください。
1 入札参加資格確認申請書　（様式第2号）
2 同種工事の施工実績　（様式第3号）
3 配置予定技術者等の資格・工事経験　（様式第4号）
4 経営事項審査結果通知書（写）
5 建設業許可通知書（写）
6 配置予定技術者との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類</td></tr>
<tr><td>入札参加申請期限</td><td>令和8年10月29日（木）　午後4時00分まで</td></tr>
<tr><td>入札参加資格確認結果通知書</td><td>令和8年11月4日（水）に電子入札システムから、「参加資格確認通知書」を送信します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入札書受付</td><td colspan="2">次の書類を電子入札システムにより送信し提出してください。
1 入札書
2 工事費内訳書</td></tr>
<tr><td>入札書提出期間</td><td>令和8年11月11日（水）午前9時00分　から
令和8年11月12日（木）午後4時00分　まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計書等に関する質疑</td><td>質問受付</td><td>令和8年10月28日（水）までに電子入札システムにより提出してください。</td></tr>
<tr><td>回答方法</td><td>令和8年10月30日（金）までに電子入札システムに回答を掲載します。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">(1) 最低制限価格　有
(2) 入札保証金　免除
(3) 契約保証金　納付（ただし、請負代金額が500万円未満の場合は免除）
(4) 前払金の有無　契約金額が200万円以上の場合　有
(5) 前払金額　請負代金額の40%以内の金額とする。
(6) 中間前払金額　請負代金額の20%以内の金額とする。
(7) 部分払
① 請負代金額　200万円以上2,000万円未満　2回以内
② 請負代金額　2,000万円以上5,000万円未満　3回以内
③ 請負代金額　5,000万円以上　4回以内
(8) 契約書の作成　要
(9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(10) 工事費内訳書は、入札書の添付書類とし、不備（金額等の未記載を含む）がある場合は入札を無効とする場合がある。</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="2">総務部 資産経営課 契約検査室 契約検査スタッフ　電話：0558-72-9866
FAX：0558-74-3067
Mail：keiyaku@city.izu.shizuoka.jp</td></tr>
</table>